

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
印刷
鶴田印刷社



※1月20日
第2回 増田町 東成瀬村 議会議員懇談会
(櫻井川総合センターにて)

50年度決算など認定 12月定例会

昭和51年第10回定例会は、12月17日招集され、会期を23日までとし、昭和50年度決算など議案26件を可決、承認し、7日間の会期を閉じた。

今号は、一般質問を軸に編集しました。

(提出議案は、1月20日発行の村広報をご参照下さい。)

No.17
2.20
1977

- 12/2 定時制高校全日制昇格期
成同盟会総会
- 12/6 広城圏組織市町村長、議
長会議(湯沢)
- 12/17 第十回定例会(一日目)
- 12/20 (二日目)
- 12/21 (三日目)
- 12/23 (四日目)
- 12/25 湯沢雄勝広城圏議会
- 1/4 湯沢雄勝高校誘致協議会
- 1/5 消防出初式
- 1/6 岩井川ミニテイセンタ
ー竣工祝賀会
- 1/10 村商工会金融座談会
- 1/17 全員協議会(増田議会と
の懇談事項打合せ他)
- 1/18 郡町村議会議長会臨時会
(湯沢)
- 1/20 増田町、東成瀬村議会議
員懇談会(岩井川総合センタ
ー)
- 1/25 山村開発センター、役場
庁舎建設委員会視察
- 1/26 郡町村議会事務局長会議
(湯沢)

議会活動
● 51・12・1
52・1・31

一般質問

(十二月定例会)

一般質問は、十二月二十日本会議二日目に、後藤議員、佐々木(喜)議員、柳議員の三議員によって行なわれ、各議員とも冷害対策、特に明年度の営農指導等についての諸問題を理事者に聞いた。

冷害被害の実態と

今後の対策について

冷害の結果は収穫の減収だけでなく、等級は悪く、くず米の多い決定的収入減に結びついているが、当村の減収はどの程度か。また、農家は年の瀬を控え各種借入金返済に深刻なものがあ、村の救済、共済金の早期支払いを切実に待ち望んでいる。共済金の支払いはいつ頃になるのか。

天災融資法が適用され、末端配分の作業中とのことだが、人々はこの融資を待っていると同時に利子補給等村の救済措置を望む声も強いがその考えはあるのか。

共済制度は現行三割減収所得に対し適用されているが、これを二割まで引き上げられるよう実現のため努力すべきと思うがどうか。

今年の冷害は天災のみでなく、農政そのものにも原因があると思われ、農業技術が高度化し多様化しているにもかかわらず昭和四十年以降、農業改良普及所は半減し、生活改善、技術改善等農家の要求に応じきれない状態となっており、今回の冷害をみて、耐冷性の品種が改良されながら、

売れる米をとって冷害や病虫害に弱い名柄米が奨励され、耐寒、耐病性の高い品種の開発、普及を怠ったことが被害を大きくした原因にもなり、地域における改良普及活動体制の弱体化からと言え、地域農業の実現に即した農業普及技術指導、生活指導が十分に機能する体制を整えるため、専門職員の定数増加と普及所の増設を、県に働きかけるべきと考えるがどうか。

新聞には、東成瀬では税の減免条例を上程したと報道されたが、議案の配布もないしどうなっているのか。

尚、報道等による専門家の話では、明年度も冷害が予想されるとあり、これを踏えた種子の確保、品種の選択指導はどうなっているのか。また、今年の冷害を教訓とした村農業総合指導センターの明年度営農対策はどうか。

減収率は、どの事だが、何難に聞いても、約これ程だろう、との回答しか得られないため、〇△%であるとはつきり言えない。従って、事務的に操作する場合は共済の資料を基本にするより外に

ない。共済金支払い期日ほどの事だが、共済組合の掌管のことではつきりと解っていないが、県知事は年内に支払うよう作業中の事でしたのでそれより期待したい。

天災融資の金額は決り、それに基いて作業を進めている。内容は、被害率五〇%以上の農家に対する利率三%のものは融資額四千四百万円、貸付該当者一五一名、被害率三〇~五〇%の農家に対する利率五~二%のものは融資額七百万円、貸付該当者二九名です。自作農維持資金は被害率三〇%以上で利率は五%、融資額二千三百万円、貸付該当者は四六名で貸付額二千百万円です。

利子補給については農業団体から要望ありますが、全県の問題であり当村では何%の利子補給をどの態度表明はしていないが、他町村でやることをこの村では実施しないということはない。また、共済関係で三割を二割にこの事だ共済組合のことでもありこの村で直にとは出来ないと思うが関係団体に対する強い要望はやぶさかでない。

税の減免について十二月十八日付新聞に当村のことが報道されたが、減免の方向にあると意志表示はしたが条例を制定するのは言っていない。当村では新たな条例制定はせず既存の条例で適用出来るのと考えて作業を進めている。

明年も異常気象が予想され、稲作技術を含めた県の方針を踏まえ、安定、多収、良質な地域の立地条件に合った営農を指導してゆきたい。

い。品種の選定は、標高二〇〇~二五〇m、当村では岩井川、平倉椿台にはアキヒカリ、ヨネシロ、キヨニシキを、三〇〇~四〇〇m入道、五里台、谷地、大柳にはヨネシロ、シモキタを、四〇〇m以上、松山台にはシモキタをもつて指導する計画です。

農業総合指導センターでは、地力向上として堆肥づくりを進め、種子対策としては名柄米だけでなく冷害に強い品種に更新するなど育苗、堆肥、病虫害等あらゆる面を網羅した栽培暦を作成し対処してゆく計画です。

社会福祉制度の活用一覽表の作成

社会福祉事業等で貸出し制度等あるわけだが、これらは住民がいつでも利用できる体制にしておくべきと考え、一覽して解るよう住民に周知すべきと思う。手続き等を一覽表にして全戸に配布し活用される福祉制度にすべきと思うが、その考えはないか。

社会福祉制度の活用についてはPR不足のため十分な活用がされていないことが認められ、現在、パンフレット作成中であり、近々発行予定です。

生保家庭等の水道新設負担金

水道新設時の負担金は、生活保護家庭には保護費の中に含まれてはいるが確定したものではなく、また、保護家庭すれすれの家庭では負担が重荷になっている。これらに対し、条例をもつて減免措置

をすべきと考えるがどうか。

保護家庭は国の法律により保護されており、村単の条例化は至難と考える。問題となるのはこれに準ずる家庭と思うが、水道布設計画から着工まで約二ヶ年を要し、この間協議を重ね、一戸当りの負担額も提示する訳で受益者が負担金の捻出に心がけ努力されたいと伝えている。もし、事情により負担出来ない場合は福祉事業にたすけあい資金等もあり、これを利用してもらいたい。条例制定の考えはない。

学校給食体制と

給食従事者の待遇改善は、

報道によると本村は米飯給食実施とあるが、事実なのか。また、岩小、東小中は合同調理施設ですが、新たに設備設置を考えるのかセンター方式をとるのか。

従事者の待遇は十年以上も勤務しながら現在なお日給扱い、村長はこれを県の補助がないからとしているが、中学校統合による人事との関連を踏まえ、完全な体制を確立するため、村職員定数に繰入れるべきと考えるがどうか。

前教育長は五二年度から米飯給食実施を検討したいと表明しているが、具体的なことはまだ。米の消費拡大が叫ばれ、父兄、児童生徒の要望も強く実施の必要性は強く感じている。他町村では弁当持参のおかず給食を実施している例もあり、来年度は一食でも米飯給食を行いたいと考えているが、学校、栄養士、給食調理員等の意

見も聞き、前向きに検討したい。給食従業者の待遇は希望通りに至っていないかもしれないが逐次改善されていると思う。定数繰入は単に当村のみの問題ではなく全国的なもの。給食の義務化、従事者の身分保証等いつも話題となるが、文部省との関連もあり早急な実現はむずかしいことを踏まえ、県補助だけでも要望したが、県はこれに回答を示さない。あくまでも給食の義務化、身分保証を事なるごとに陳情している現状です。

◎ 道路、水路等の改修計画は
◎ 今年度着工した山内道路の今後の整備計画について伺いたい。また、岩井川城下地内ガ二沢改修について何回となく要望してきたが実現されず、今年も降雪期に入り数回の浸水があり出稼ぎ家庭の不安はもとより生命にもかかわる危険なもの。また、同地内の一家屋が道路に不便を来しているのを併せて実施されることを望みたいがどうか。

入道地内林道分岐点から分校までの道路は、かねて陳情により実施方を要請してあるはずだが着工されず今冬になり給食運搬にも支障となつてきている。これをどう考えているのか。

◎ 山内道路の五二年度工事は、路盤の軟弱補強、湧水ヶ所の補修等を計画している。堰堤の取付け道路は土木事務所と協議の上、五二年度中に完工予定です。山内村峰越林道としての着工は、正式な林道計画と併せる必要があり五二年度以降と予定している。

◎ 岩井川城下地内ガ二沢改修は五二年度内の道路改修は住田線との関連もあり、先般平鹿土木に問合せたところ、路線が未定との事で困っている。今後は接渉を重ね早期実現に努めたい。給食運搬の件は除雪により可能なこと、早急に対処する。

◎ コミニティセンターの
◎ 管理、運営について
◎ 今議会に設置条例、使用料徴収条例の提案はあるが、管理人手当の計上はみられないのはなぜか。かねて村長は、部落の自主性をもつた運営を、と表明されたが、部落は負担金の捻出に加え、この費用負担及び管理体制までは承知していないし、財源的に困難。新年度予算に計上するのか。また、管理人の選定はどうするのか。

◎ ご承知のように、児童館、老人憩の家、生産活動作業場、コミニティセンターの総合施設として建設したものです。規則についてはそれぞれの目的にそつと細部に渡り規定。実際の運営にはあくまでも地域の施設として自主的に運営し十分効果ある活用を促すもたい。運営の母体はそれぞれ施設で運営委員会を組織しているが、全体に係わることはそれぞれ別の運営委員会から選任された運営委員をもって運営に当たってもらいたい。管理人も自主的に選任してもらいたい。また、コミニティセンターに経費計上がない、との事だが、児童館には運営の補助があるためこれに計上し、総合的に使用するように計上している。あくまでも児童館のみでなく施設全体で消化するための予算です。

◎ 起債の償還に追われ
◎ 村事業に圧迫はないか
◎ 歳入財源の四〇％以上を交付税にたよる当村のようなか中央依存財政の中で村全般的に渡りきめ細かな村政を進めようには至難な事と思うが、行政手腕により他に類のない中学校々舎、岩井川コミニティセンター等大規模な建造物の出現に敬服している。しかし、一方では歳入総額にしろる起債の額も二〇％になりつつあり、ここ五・六年の間に急速に増加していることも事実。起債の何％かは交付税でみられるというが、数年後には歳出総額にしろる起債償還額が二〇％以上になるのではないかと起債の償還に追われ村事業に圧迫を受けはしないか。

◎ ここ数年、起債と補助をたよりに大きな事業を続けている現状だが、責任上吟味を重ねて進めている。五二年度末の起債総額は七億四千八百四十六万五千円、額においては多額だがほとんど有利な起債を抑えているのが現状。起債に対しても危険信号があり、元利償還にあてる必要な一般財源に対する割合が過去三年間の平均二〇％以上に達すると一般単独事業及び厚生福祉設備費用は許可されないうし、三〇％以上とすると一般事業債も許可されない。当村の場合、今年は九・三％、昨年は六・九％、一昨年は六％と危険信号には程遠い。近い将来、役場庁舎建設も考えられるが、その他の大きな事業は完了し、道路その他の整備の起債は過疎、辺地債をたよることが出来る。起債の償還を含め将来の財政についても健全財政を維持出来るものと予想している。

◎ 村内各校の付属施設整備は
◎ 中学校は完成し、岩小、大柳小とも新築、入道分校も災転じて前より完備されている。しかし、東小、椿小も老朽化しつつあるが、どのような計画でいるのか。

◎ また、各校に付属したプール設備等も、完成した椿小を除いては何んら計画を伺っていないが、この計画はあるのか。

◎ 岩井川、大柳は小学校として建築し、中学校併設により十分その活用が出来なかったが、来年度からは中学校統合によりこれも解決し、校舎利用については三〇年来の大転換の年と思つている。

◎ しかし、現在老朽化している東小、椿小については改築しなければならぬという方向で検討中として申上げられない。付属施設として運動場、プール、遊具の増設等ある訳だが、運動場、プールについては用地の問題もあり段階的に進めてゆきたいと考えている。

◎ 椿小の校舎は教室の配置等不適当なため、模様替えをする計画で

◎ 新任二ヶ月来、精神的に對外接渉や事務処理に処しているようす遠くから静観しており、しかし、長年教職にあり、また、現在は村教育行政の長として、教育の方針、抱負等と考えるので所信の一端を伺いたい。

◎ 今までの学校運営をみるに、管理的な面が強く、指導と管理が統一して進まなければ真の学校運営は成立たないと考え、教育は人であり、そこには教育的な水準値の養成される学校でなければならぬ。児童生徒には、期待感をもつて登校し、満足感をもつて退校することの出来る学校でありたい。教師は、大きな希望と抱負をもつて専門職としての職責を感じ、使命感にもえる教師でなければならぬ。教師にも児童生徒にも言えることは、郷土を愛し、自然に親しむ豊かな心情を育ててゆきたいと考えるし、へき地教育の振興も計りたい。また、現地の教師の意見をもつと吸い上げ参考にすべきことは参考にして教育の養成に資したい。いづれ、東成瀬の教育が当地にそくした教育の振興に努力したい。

◎ 生活道路の舗装は考えないか
◎ 現代は車社会とまで言われ、冬除雪も以前とは違い車通行可能な状態が必要とされる。出稼ぎによる消防力の低下をカバーする上からも、雪が降れば春まで通行止めの昔からの概念を捨て対処することが時代の要求であり、自

自治体の首長としての責務と考える。最近、砂利道の場合、路肩にくいを立って縄を張る家がみられる。これは雪なら良いが田畑に砂利が入って困るための自衛手段のようです。これらの事を考えるとき、夏はほこりが立たず、冬期は除雪にも苦情のない簡易舗装を進めるべきではないか。きめ細かな行政を執行するためには、年間を通じての経済効果を考え、多数の住民が必要としているものは何かを把握し、執行すべきと思うが、どうか。

⑤ 毎春のように田地に砂利が入って困るとの苦情は聞いている。全面的に舗装すれば解決することだが、財政的に考えれば補助、起債のある事業を優先したいのが執行者の念願です。一般財源を投入し、どこまで舗装できるという財政の豊かさではない状態ですので今後序々に解消したいと考えて努力はするが、従来の補助、起債のつく事業が優先することは当分続くと考え。

五二年度の
重点施策と事業構想は
⑥ 来年度の村の重点施策と事業構想を伺いたい。
⑦ 予想される大きな事業は、山村開発センターと役場庁舎の複合施設、野球場、岩の目橋新設、民放局の設置、ほ場整備、村道林道の開設改良等です。県に対しては横手住田線の改良舗装、国道三四二号線の土口、肴沢地区の改良舗装、仁須川間の待避所増設を強く要望している。これらは形に

表われたことだが、特に来年度は中学校完成により小中併設が解消したので教育の質実の内容の充実を計りたい。人を作る教育の充実を特に考えてゆきたい。
官行造林、学校の林の
売り払いに關して
⑧ 統中建設の財源の一部として各地の造林杉を大量に処分したが、官行造林で営林署より通知のあった分収金の額及び伐積、並びにこの官行造林の部落還付金についての考えを伺いたい。
村土地使用条例と村造林条例との関連、つまり、造林条例には土地使用条例の五条は適用しないと明記しているが、六条についてはそのまま生かされるのか。別記条例抜粋を参照)また、造林林伐採の課程における誤伐についてどのように処理しているのか。
⑨ 官行造林は、岩井川地区三千八百八十万円、大柳地区五千三百九十九万円で充れ、それぞれの五〇%が分収金として村に入金されます。大柳分はすでに収入済で、岩井川分は三月中に収入予定です。
村土地使用条例の第六條はあくまでも個人の分収権より村が受けた百分の三〇を部落に還付するとの条項で、地元が植えた場合または村が入会権に植えた場合の規定で、造林林条例に六條がないのは特別の定めがなく当該学校に使用する場合は部落に還付しなくても良い、との規定です。尚、官行造林の還付金については、部落と協議し、決定したい。

誤伐については、前教育長が交渉の結果、替りとなる山林、または光つても良いとの結果を得たので、この線で解決に努めたい。
木材取引税のあつかいは
⑩ 学校林私下入札に伴わない木材取引税を免除したと聞いたが、その根拠は何か。木材取引税は村税中の普通税として一般自主財源であり独立した税金です。これが、時の為政者の一存で免除するとか入札価格に含めるとか、そのような筋合いのものや違うのではないかと。このように考えで対処している結果が五〇年度決算にみられるようには減額補正として表われているのではないかと。この解決についての見解を伺いたい。

⑪ 学校林、公有林に対し木引税を免除したと事だが、そのようなことは断じてない。立木伐採後最初の引取者に課することになっており、特別の扱いにより免除することなどは行っていない。ただ、何回となく入札した人が、不落下に終り、税を含んだ額で入札して下ささい、と伝えただけです。
出稼ぎ対策は万全か
⑫ 出稼ぎの実態と出稼ぎ互助会との関係はどうなっているのか。また、出稼ぎ者健康診断は当初計画の三分の一しか実施されていないが、実施時期等のとらえ方に問題があるのではないかと。
毎年、就労先訪問を実施しているが、その内容は単なる訪問にしかすぎず、何のため訪問したのかと疑問の残るようなことはない

健康診断の受診者一〇三名と少なかったことは事実です。時期的問題も考えられるが、受診者よう監督したつもりです。受診者一〇三名のうち、就労することがむずかしいと診断されたもの六名、注意を要するもの三〇名でした。
診断内容は、尿検査、血圧、貧血検査、心電図、現在の健康状態となっており、県予防衛生協会に委託して行なっている。
出稼ぎ者座談会は例年実施はしているが不調なため、来年度はお盆頃に実施したい計画でいる。
職場訪問の目的は、就労状況の把握がてまえて、宿舍、食事、健康管理体制などを把握し、仕事上、健康上の心配はないかを問い、事業主には今後の雇用依頼をしてきております。職場訪問の編成は、

農協及び役場の総務、民生、産達の各課からと社教をもつて編成し、就労率の高い関東、関西方面を訪問している。

参考 条例抜粋

東成瀬村土地使用条例
第一條 この条例は、本村住民の實行に關し必要な事項を定めるものとする。
第二條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第三條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第四條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第五條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第六條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第七條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第八條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第九條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第十條 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。